

キャリアアップ助成金【処遇改善コース】

①賃金規定等改定

非正規労働者(原則、全員)の基本給の賃金規定(賃金テーブル)等を
2%以上増額改定し、昇給させた場合に助成します。
中小企業が3%以上増額改定した場合は、更に助成額が加算されます。

※新最低賃金額の発効日(効力発生の日)に向けて増額改定に取り組む場合は、発効日の前
の日までに増額改定を行い、かつ、増額改定の日までに**キャリアアップ計画書を提出**する
必要があります。

〔発効日以降に増額改定する場合は、新最低賃金額の反映後から2%以上の増額改定が必要
となりますので、ご注意ください。〕

※次ページ以降もご覧ください。

平成28年10月19日
熊本労働局職業対策課
☎096-211-1704

●より利用しやすいように支給要件を緩和しました

(平成28年8月5日～)

緩和1

- キャリアアップ計画書の提出期限を「**取組実施(増額改定)日前1か月まで**」から「**取組実施(増額改定)日まで**」に変更しました。

緩和2

- 「**増額改定日前に既に賃金規定等を3か月以上運用していること**」から「**増額改定日にあわせて新たに賃金規定等作成した場合**」でも支給対象としました。

※賃金規定等の作成は最低賃金総合相談支援センターで無料で行っています。
フリーダイヤル☎0120-45-1124

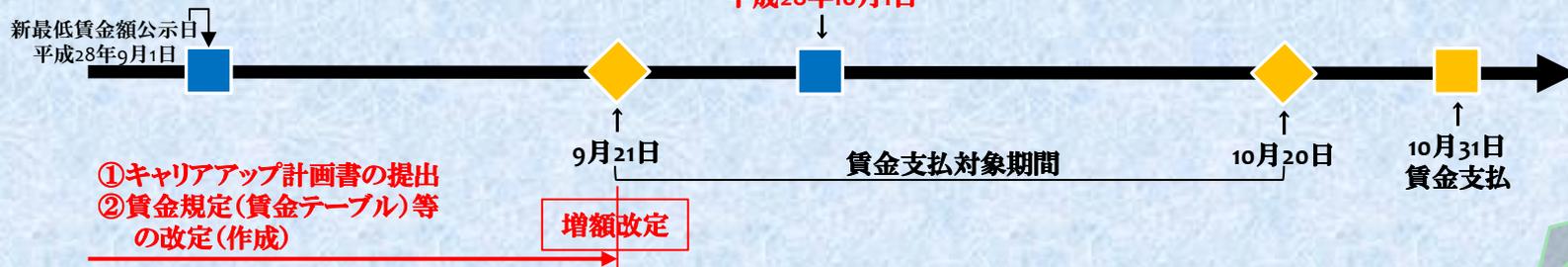
緩和3

- 「**新最低賃金額公示日以降の増額改定は、その増額分に新最低賃金額までの増額分は含めない**」から「**新最低賃金額の発効日以降**」に変更しました。

※9/21増額改定
700円→721円(3% 21円増額)
10/1増額改定
700円→721円(0.86% 6円増額となる)
《10/1発効新最低賃額が715円の場合》

改定導入例

20日締め末日払いの場合
9月21日より、694円→715円
700円→721円など



●中小企業に対する加算措置の創設

現行制度

賃金規定等を
2%以上増額
改定した場合

- すべての非正規労働者の賃金規定等を増額改定
- 1人～3人：**10万円**(7.5万円) 4人～6人：**20万円**(15万円)
- 7人～10人：**30万円**(20万円) 11人～100人：1人当たり**3万円**(2万円)

- 一部※の非正規労働者の賃金規定等を増額改定
- 1人～3人：**5万円**(3.5万円) 4人～6人：**10万円**(7.5万円)
- 7人～10人：**15万円**(10万円) 11人～100人：1人当たり**1.5万円**(1万円)

※一部とは、雇用形態別、職種別、その他合理的な理由に基づく区分に限る。

()は中小企業以外の額です。

平成28年8月
24日以降に賃
金規定等を3%
以上増額改定
した場合

【中小企業のみ】

(平成28年8月24日～)

- すべての非正規労働者の賃金規定等を増額改定
- 1人当たり **14,250円**(※**18,000円**)を現行制度に**加算**
- 一部の非正規労働者の賃金規定等を増額改定
- 1人当たり **7,600円**(※**9,600円**)を現行制度に**加算**

※印は、生産性の向上が認められる場合の加算額となります。



●詳細は下記をクリックし、ご参照ください

[①キャリアアップ助成金](#)

[②「非正規雇用労働者の処遇改善のための支援を拡充」リーフレット
\(キャリアアップ助成金の拡充内容を記載しています\)](#)

[③「申請までの流れ」、「賃金規定等の規定例」、「労働条件通知書
の記載例」、「就業規則の規定例」、キャリアアップ計画書記載例」](#)

[④各種計画書、計画届、支給申請所関係様式のダウンロード](#)

[⑤賃金額改定シミュレーション](#)